農民化と「保護」そして 農地改革

イサムベタリ オトフケブト ベッポウ 音更町 池田町 幕別町 ベコワシ

礼幌県によってアイヌの人への農業指導がおこなわれたところ(おおまか な位置。地図は今のもの)。

文化が否定された上、サケ漁やシカ猟という生活の柱 もうばわれたアイヌ民族は、場合によっては生きること すら困難になりました。

明治16年(1883)、根室県は中足寄(足寄町)で、飢 えや生活苦からの救済などを目的に、アイヌの人たちに 対する農業指導をおこないました。

明治18年(1885)には、札幌県も、十勝各地でアイヌ 民族に農業指導する事業を始めました。

十勝の指導リーダーは栂野四男吉で、そのほか宮崎濁 卑などの和人の指導者(勧農係)5人と、モチャロクな どのアイヌの村長6人が力を合わせて、アイヌの人たち に農業指導することになりました。



アイヌの人の農業指導に使用された中足寄の建物。(明治 18年建築) (写真: 『足寄町史』より)

4年で終わった農業指導

畑を開く場所は、「アイヌの人が好むところ」「水害にあわな いところ」「交通の便があるところ」「土が肥えたところ」「用 水がいいところ」「暖かいところ」「マキが手に入るところ」を 考えて、十勝川と利別川ぞいに12ヵ所が決められました。

このため、アイヌの人々が住むところは大きく変わることにな り、十勝川上流のコタンからは、しばらく人がいなくなりました。 明治 21年(1888)には、264戸が合わせて200町歩あまり(およ そ 200 34 = 2 km²)を開きましたが、この年で事業は終わりました。 アイヌの人々は、この事業によって一時的に農業にたずさわり

ましたが、多くの人は農業になじまず、狩りや漁場でやとわれる 生活にもどりました。

「保護」は、おしつけだったのか

アイヌのハンターの話では、「山は豊かな場所であり、 迷って遭難するような場所じゃない」ということです。

アイヌの人たちにとって、生きる基本は、川や海で魚 をとり、山野で植物採集や狩りをすることです。そして、 農耕はそれをおぎなうものでした。

札幌県などは、アイヌの人たちを「保護」しようとし ました。

しかし、それは、アイヌ民族の生活する川や山野をう ばった上で、農業を中心とした暮らしをさせ、お金もう けをさせることです。つまり、アイヌ文化を否定した上 で、和人化させることでした。

相手の文化や考え方を尊重しない「保護」は、ただの 「おしつけ」に過ぎなかったのかも知れません。



アイヌの人々が山に向かうようす。アイヌのハンターにとって、山は豊か な場所であり、迷って遭難することは、まずなかったという。

(平澤屏山『蝦夷人山越えの図』 函館市中央図書館蔵)

¹ 根室県・札幌県 (ねむろけん・さっぽろけん): 明治 15 ~ 18 年、北海道は札幌県・ 根室県・函館県の3県に分けられていた。また、明治時代から戦後まで、足寄郡(今の 足寄町東部と陸別町)は、釧路地方の一部であった。そのため、足寄郡は根室県に、そ

の他の十勝は札幌県に入れられていた。(p156・p157・p143) ! 中足寄で(なかあしょろで):アイヌの人々は、ほかのコタンから中足寄に集められた。 しかし、他地域の人となじまなかったり、病気がはやったりしたため、次の年(明治 17

用

語

開拓者がやって来る

十勝組合や、また、おしつけとはいいながらも、開拓 使や札幌県などは、アイヌ民族に財産と農地としての土 地を残し、あたえようとしてきました。

明治25年(1892)ころから、和人の開拓者が増え始め ます。そして明治29年(1896)、殖民地貸し付けが始ま り、一気に開拓者が押し寄せます(p162)。

多くのアイヌの人たちは、複雑になった産業としての 農業になじめないため、自分の土地を開拓者たちにとて も安く貸してしまい、土地を失っていきます。

明治32年(1899)になると、「北海道旧土人保護法」が でき、アイヌ民族に対して教育や医療を保証し、また、 新たに農地をあたえることになりました。



大正10年(1921)の帯広伏古コタンのチセ(家)(帯広市北)。 (写直:帯広百年記念館蔵: 3)



上士幌町の東泉園は、アイヌ民族が持ち続けることができたた数少 ない土地の一つ。

所有権すらうばった「農地改革」

「保護法」であたえられた土地は、すでに開拓者がいいと ころを取ったあとなので、斜面であったり、ほとんど河原で あったりと、多くが悪い土地でした。

さらに、その中でも多少ましな土地は、ずるい和人によっ て、とんでもなく安く借りられ、耕作権がうばわれます。

昭和20年(1945)、太平洋戦争に日本が負け、政治改革が おこなわれ、「農地改革」がおこなわれます。実際には農業に かかわっていない「大地主」から、農地を借りて耕作をおこ なってきた「小作人」に、農地を分けることになったのです。

土地を持っていた多くのアイヌの人たちが、この「農業に かかわっていない大地主」と見なされました。かろうじて残 っていた「アイヌの土地」の多くが、和人の土地になってい きました。(p185)

農業経営に成功したアイヌの人もいる ... アイヌ教育にもつくした伏根弘三

例えば、伏根弘三(アイヌ名:ホテネことチヤンラロ : 1874~1938) は宮崎濁卑らについて農業を学び、開拓 事業に力を入れ、30人の和人を使って農業経営に成功し ました。

弘三は、アイヌの人たちが土地を和人の手によって失 っていくのに心を痛め、民族の団結、禁酒、教育の大切 さをうったえます。 ぇゕ じょ

アイヌの若者を援助して、函館の学校に入学させます。 また、明治34年 (1901) には帯広市街の自宅に子どもを 預かり、和人教師をまねいて塾をつくります。

さらに、函館・札幌・小樽などをまわって援助を受け、 明治35年 (1902)、伏古 (帯広市北) に教育所をつくり ました。その土地、校舎、器具などは自分の財産を使っ て提供しました。

さらに全国をアイヌの仲間とまわって、寄付を得て、 教育所を続け、明治37年(1904)には、公立の第二伏 古尋常小学校の設立にも成功しました。

そのほか、上京して「保護法」の改正をうったえるな ど、アイヌ民族の暮らしをよくし、権利を取りもどすた め、努力をし続けました。